

平成27年6月（第7回）教育委員会議事録

1. 開催の日時及び場所

平成27年6月24日（水）17:00～18:30

宇部市港町庁舎 2階会議室

2. 出席委員の氏名

水田 和江 委員長

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

白石 千代 教育長

3. その他議場に出席した者

大下教育部長、森島教育次長、松田教育次長、佐貫理事、金重総務課長、野村学校教育課長、石田学校教育課長同格、佐々木学校安心支援室長、奥住学校安心支援室長同格、中村学校給食課長、西村総務課長補佐、小林総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成27年6月24日の第7回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、赤川委員欠席の報告がありましたが、委員数が過半数となっていますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴の申し出はございませんでした。

委員長： 次に、議事録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています4月20日の第5回の議事録について、ご意見等ありましたか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、第5回の議事録については承認とさせていただきます。

続いて、5月19日の第6回の議事録の報告についてですが、机上に配布していますので、次回までにご覧いただき、次の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、本日の議事録署名委員の指名についてですが、本日の議事録署名人は田村委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は、

「議案第25号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」、「議案第26号 宇部市社会教育委員の委嘱について」、「議案第27号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、「議案第28号 宇部市学校運営協議会委員の任命について」の4件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっておりますが、「議案第26号 宇部市社会教育委員の委嘱について」は事務局から、取り下げの申し出がありましたので承認してよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議が無いようですので、議案第26号は取り下げとします。

委員長： それでは、次第に沿って、始めに、「議案第25号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第25号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」について説明します。

これは、宇部市いじめ問題調査委員会条例第3条及び宇部市いじめ問題調査委員会要綱第2条の規定に基づき、関係団体から推薦された5名を委員として任命したいと思いますので今回提案するものです。よろしく御審議をお願いします。

委員長： この件について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員長： 医師会からの推薦が神経内科の医師となっていますが、本委員会は子どものいじめ問題、特に発達障害等の関係もありますが、その辺りご理解のうえということでしょうか

事務局： 医師会事務局に出向きまして、本委員会の説明をして精神科の医師の推薦をお願いしたところ、医師会で検討された結果、この方が適任であると推薦していただきました。

委員長： 他にありませんか。それでは「議案第25号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： よろしいでしょうか。「議案第25号 宇部市いじめ問題調査委員会委員の任命について」原案のとおり承認します。委員の方はこれから大変な仕事になるとありますが、よろしくお願いします。

委員長： 次に、「議案第27号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

事務局： 「議案第27号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」資料に基づき、ご説明いたします。

学校給食運営委員会の任期は、宇部市学校給食運営委員会規程に基づき、1年となっております。現在の委員の任期が、平成27年6月30日で満了となりますので、7月1日から新たに委嘱するものです。つきましては、任期を平成27年7月1日から平成28年6月30日までとして、宇部市学校給食運営委員会委員14人の委嘱について、今回提案するものです。よろしく御審議をお願いいたします

委員長： この件について、何かご意見、ご質問はありませんか。

委員長： 給食関係の委員について、少し整理していただけますか。

事務局： 献立委員会が3つと学校給食運営委員会があります。

委員： 学校給食課の職員は委員でないのですか。

事務局： 委員ではなく事務局として参加します。

委員： 学校薬剤師の方が長期間継続しているとのことですが、何か理由があるので

すか。

事務局： 学校薬剤師会から、この方が第一人者であるとのことで、継続して推薦をいただいています。

委員長： 薬剤師は、給食とどのように関わるのですか。

事務局： 食器や器具の衛生管理について、検査等をしていただいています。

委員長： 他にありませんか。それでは、「議案第27号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」原案のとおり承認してよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 「議案第27号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」原案のとおり承認いたします。

委員長： 続いて、「議案第28号 宇部市学校運営協議会委員の任命について」事務局からお願いします。

事務局： 「議案第28号 宇部市学校運営協議会委員の任命について」説明します。宇部市学校運営協議会規則第5条に基づき、委員を任命する必要がありますので、今回提案するものです。

設置校の校長から推薦された委員の内訳は、地域住民が61.5%、保護者が25%、学校関係者が8.5%でこれは、小中学校が接続する学校の関係者です。残りは、学識経験者3.2%、行政職員1.6%となっており、特に問題となる人物は認められませんでした。よろしく御審議をお願いします。

委員長： 何かご意見等ありますでしょうか。

事務局： 補足ですが、以前の任命の際に、自校の校長が委員となるのは、いかなものかとのご意見がありましたので、今回は自校の教職員は委員としていません。

委員長： 学校によって、委員の種類に偏りがあるところがありますが、運営に問題はないのでしょうか。

事務局： 今のところ、支障があるとは聞いていませんが、始まって3年目でありますので、どのような方に委員をお願いするのが良いのか、検討していきたいと考えています。

委員長： 移動教育委員会で、地域の実情を聞いていくと、様々な会議などで学校関係者に出てきてほしいという意見を聞きますが、学校運営協議会でも、校長はもちろん出席していると思いますが、委員として参加すべきだと思います。

事務局： 委員数は、昨年度430名で、今年度は、校長が外れたことによって375名に減少しています。学校運営協議会で全てのことを議論し尽くす組織もあると思いますが、下部組織をつくって、そこに教員が入って地域の方たちといろいろな案を出して、運営協議会にあげて最終決定するという形での動きができつつあります。

委員： 接続する小中学校で、校長が連携しているところもあれば、そうでないところもあります。小中連携を考えると、互いの校長が乗り入れたほうが良いと思います。

事務局： 教育委員会事務局として、特に指導はしていません。互いの運営協議会に参

加していない校区でも、校長、教頭、教務主任などは、様々な会合等で連携をとっています。今後については、接続校間の運営協議会への参加が望ましいということであれば、検討します。

委員： 昨年度と比較して人数が減少したのは、教員が外れたからとのことでしたが、これは、事務局からそのように指導したのですか。

事務局： かねてから、運営協議会に学校関係者が入ることについて、問題提起がありましたので、今回、学校関係者は委員としないよう通知しています。

ただ、運営協議会の委員としてではなく、下部組織に教職員が参加することにより、この組織を充実させ、コミュニティ・スクールの活性化を図っています。

委員： 自校の学校関係者については、前回の任命の際に、学校によって、校長が入っているところと入っていないところがあったので、統一したほうが良いということではなかったでしょうか。

事務局： 平成25年度に運営協議会を立ち上げた際には、自校の校長が入っていたのですが、運営協議会は、地域、保護者が学校運営に参画するという趣旨があつて、しかも設置校の校長が委員を推薦するとなっているので、校長は外したほうが良いという意見があつたと思います。

委員長： 地域の方に、主体的に学校運営に参画してもらうための組織なので、学校側から様々なお願いをするというのは違うと思いますが、運営協議会の中でどのような意見が出ているかを把握するためにも、学校関係者のポジションは必要だと思います。また、校区によって、地域と保護者だけのところもありますので、教育関係者の関与も考慮すべきではないでしょうか。コミュニティ・スクールの今後の運営について、教育委員会のなかでも明確になっていないところもありますので、色々と試行錯誤になると思いますが。

委員： 設置校の校長が外れるとしても、教員まで外れるということではなかったと思いますが。

教育長： 学校運営協議会と校長は、場合によっては対立する可能性もありますので、校長が外れて教員だけが入るわけにはいかないと思います。

委員長： 運営協議会については、我々も今後研修を続けていかなければならないと思います。今回の委員の任命については、地域の信頼関係の中で推薦された方々であろうと思いますが、学校関係者が1人もいないところは問題があると思いますので、学校運営協議会規則第5条に例示する委員が、バランスよくいることが望ましいと思います。

委員長： よろしいですか。

続いて「寄附の報告について」をお願いします。

事務局： （資料に基づき、報告を行う。）

委員長： 他に何かありますか。

委員長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。